

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第30号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>平成33年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>平成28年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。